

大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会設置要綱

制定 令和 5 年 9 月 28 日 5 スス発第 10821 号 区長 決定

(設置)

第 1 条 大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行（以下「部活動の地域連携・地域移行」という。）に関して、具体的な取組方策について広く意見を聞き、その内容を検討するため、大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 大田区立中学校部活動の取組状況に関すること。
- (2) 部活動の地域移行を担うスポーツ団体に関すること。
- (3) 部活動の地域連携・地域移行を担う指導者に関すること。
- (4) 部活動の地域移行に伴う活動場所に関すること。
- (5) その他部活動の地域連携・地域移行に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する 30 人以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大田区スポーツ推進審議会
- (3) (公財) 大田区スポーツ協会
- (4) (公財) 大田区文化振興協会
- (5) 大田区スポーツ推進委員協議会
- (6) 大田区総合型地域スポーツクラブ
- (7) 大田区立小中学校 P T A 連合会代表
- (8) 大田区自治会連合会
- (9) 大田区青少年対策地区委員会会長会
- (10) 大田区青少年委員会
- (11) 大田区内プロスポーツチーム
- (12) 大田区職員及び大田区立小中学校校長会
- (13) その他区長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定は、第 2 項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により検討を行った委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席又は資料の提出を求める

ことができる。

(分科会)

第7条 検討会は、次に掲げる事項について検討する必要があるときは、分科会を設けることができる。

(1) 部活動の地域連携・地域移行の進捗状況に関すること。

(2) その他区長が必要と認める事項

2 分科会は委員で構成する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に分科会への出席又は資料の提出を求めることができる。

4 第1項各号の検討内容については、検討会に報告しなければならない。

(謝礼)

第8条 検討会又は分科会に出席した大田区職員及び大田区立中学校教職員以外の者には、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 検討会及び分科会の庶務は、スポーツ・文化・国際都市部又は教育総務部の当該事務を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び分科会の運営に関し必要な事項はスポーツ・文化・国際都市部長又は教育総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。